



中城村告示第 39号

公 示 送 達 書

令和8年9月3日

沖縄県 中城村長 比 嘉 麻 呂



次の表の左欄に掲げる者に交付すべき同表の右欄に掲げる書類は、これらの者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達できないので、これらの書類を保管している。
申し出があればいつでも交付する。

送達を受ける者	公示送達する書類
氏 名	
安里 武太	令和8年度固定資産税1期 督促状
高 一鳴	令和8年(令和7年)普徴 随時 督促状

参考: 掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。(地方税法第20条の2第3項)

公 示 送 達 書

令和 8 年 9 月 3 日

沖縄県 中城村長 比嘉 麻乃



次の表の左欄に掲げる者に交付すべき同表の右欄に掲げる書類は、これらの者が住所及び
居住不明、または国外へ転出していて送達できないため、これらの書類を保管していますの
で、申出があればいつでも交付いたします。

送 達 を 受 け る 者		公 示 送 達 す る 書 類			
住 (居) 所	氏 名	名 称	課税 年度	期別	税 目
沖縄県中頭郡中城村字南上原630番 地10 琉大東荘新 C-3	高沼 祐樹	令和8年度村民税・県民 税・森林環境税の決定・ 変更通知書	8	1～4	村県民税
鹿児島県いちき串木野市桜町101番 地 RELAX8 302号室	今村 莉久	令和8年度村民税・県民 税・森林環境税の決定・ 変更通知書	8	2	村県民税
沖縄県中頭郡中城村字南上原1027 番地 ブランドール南上原1101号	澤田 翔平	令和8年度村民税・県民 税・森林環境税の決定・ 変更通知書	8	2～4	村県民税
以下余白					

参考：掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。(地方税法第20条の2第3項)

地方税法に基づく公示送達

送達すべき書類が居所不明等により送達しない場合に、行政機関の掲示場に掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったとみなされる制度です。

このページは、地方税法第20条の2第2項及び地方税法施行規則第1条の8の規定に基づき、公示送達の方法として掲載しています。中城村役場庁舎外にある掲示場への掲示と併せて、法令上の措置として公示事項を掲載するものです。

注意事項

- ・ ホームページへの掲載期間は、7日とします。
- ・ 当該書類は、税務課で保管しており、送達を受けるべき者の申出により、いつでも交付します。
- ・ 個人情報保護の観点から、法令で規定されている公示事項（氏名、公示送達する書類の名称、課税年度、期別、税目及び通知書を村役場で保管している旨）のみを掲載することとしています。

禁止事項

本村では、公示送達に係る個人情報の取扱いについて、次の事項を禁止します。

- (1) 当ホームページに対して、スクレイピングなど、プログラムを用いて公開している情報を取得する行為
- (2) 公示（送達）事項を公示送達情報の確認以外の目的で利用する行為
- (3) 公示（送達）事項が表示された画像をコピーする、スクリーンショットを撮る、画像中の文字列を転記するなどして、インターネットサイト、SNS、その他これに準ずるもの（個人のブログ等。なお、閲覧者が限られるものであるか否かは問わない。）へ転載・拡散する行為
- (4) その他、公示（送達）事項に係る個人情報を違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用する行為、上記の行為を行った場合、損害賠償請求等の対象となる場合があります。

上記の行為を行った場合、損害賠償請求等の対象となる場合があります。